

件 名	堺市いじめ防止等対策推進委員会特別委員の委嘱について
提 案 理 由	<p>本市では、いじめ防止等の対策に関する事項等について調査審議するため、堺市いじめ防止等対策推進委員会を設置し、委員を委嘱しているが、特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第5条第1項に基づき、特別委員を置くことができる。</p> <p>本件は、5月25日開催の堺市いじめ防止等対策推進委員会において審議する個別事案について当該特別委員が精通していたことから、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第5条第2項に基づき、委嘱したものである。</p> <p>なお、本件については教育委員会の議決事項であるが、教育委員会会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年5月25日、教育長において臨時に代理したので報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第5条第1項に基づき、特別委員を置くこととし、同条第2項に基づき、下記の2名の特別委員を委嘱した。</p> <p>なお、任期については、同条第3項に基づき、調査審議が終了したときまでとする。</p> <p>(1) 委嘱する委員 奥野 祐希（大阪弁護士会所属 弁護士） 角田 千景（大阪臨床心理士会所属 心理士）</p> <p>(2) 委嘱の日 令和4年5月25日</p> <p>(3) 任期 令和4年5月25日から調査審議終了日まで</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>■ その他（教育長の臨時代理により委嘱書を交付済みである。）</p>

報告第7号

堺市いじめ防止等対策推進委員会特別委員の委嘱について

堺市いじめ防止等対策推進委員会特別委員を次のとおり委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和4年5月25日に教育長において、臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月16日  
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

別表

堺市いじめ防止等対策推進委員会特別委員名簿

(任期:令和4年5月25日～調査審議終了日)

フリガナ 氏名	所属団体等	該当条項 (堺市いじめ防止等対策推進委員会 条例第3条第2項)	区分
オクノ ユウキ 奥野 祐希	大阪弁護士会	弁護士	再任
カクダ チカゲ 角田 千景	大阪臨床心理士会	心理士	再任

※氏名の五十音順に掲載

○堺市いじめ防止等対策推進委員会条例

平成26年6月25日

条例第39号

令和元年11月29日条例第50号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、本市に堺市いじめ防止等対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(報酬)

第6条 委員(特別委員を含む。)の報酬の額は、次の各号に掲げる調査審議の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第2号に規定する事項に係る調査 1日につき30,000円

(2) 前号に掲げるもの以外の調査審議 1日につき10,200円

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第2号に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

附 則（令和元年11月29日条例第50号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。